

保健だより臨時号

愛媛県立松山北高等学校保健室

< 愛媛県 HP より >

感染警戒期

新居浜・西条圏域は「特別警戒期間」を継続

令和4年10月29日(土)～

10月29日から県の警戒レベルが切り替えられました。

季節性インフルエンザとの同時流行、第8波への警戒が呼びかけられていることから、決して「基本的感染対策を緩めても良い」ということではありません。

全国的に感染者数が増加傾向となっております。ご家庭におかれましても、引き続き感染対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

◆「感染警戒期」移行の前提条件

- ①感染回避行動の徹底は継続
- ②社会経済活動は場面に応じた感染対策を
- ③インフルエンザの同時流行に備えた積極的なワクチン接種を

< 愛媛県HPより抜粋 >

○感染回避行動

- ・換気の悪い混雑した場所など、感染リスクの高い場所への出入りは控えて
- ・インフルエンザとの同時流行に備え、基本的感染対策の徹底（ワクチン接種や場面に応じたマスク着用、こまめな手洗い・手指消毒、定期的な換気などは、インフルエンザ対策にも有効）
- ・一律の自粛は求めないが、県外往来には十分注意

○会食ルール

- ・会食の際には、感染リスクの高い行動を避けて、注意して実施（認証店を推奨）
- ・高齢者等の重症化リスクの高い方は、大人数・長時間を避けて、ワクチン接種後の会食を推奨
- ・1週間以内に感染リスクの高い行動をとった方や、体調のすぐれない方は、出席しない・させない
- ・会食参加後は、周囲への二次感染に注意
- ・陽性となった方は、発症日から10日間（無症状の場合、検査日から7日間）を経過するまでは会食に参加しない

○ワクチン接種

- ・オミクロン株対応ワクチンの接種 ※年内に従来型ワクチン1・2回目接種の完了を！
- ・インフルエンザワクチン接種も積極的に

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備えて 今一度、ご家庭においても感染対策の徹底を お願いします！



【 毎朝の検温を忘れずに 】

- ・発熱や咽頭痛、咳、頭痛等、普段と異なる症状がある場合は、登校を控え、医療機関を受診してください。
- ・登校後に体調不良になった場合は、早めの対応をさせていただきますので、お迎えの御協力をお願いします。



【 基本的な感染対策の継続 】

- ・手洗い・うがい・手指消毒等、日常的な感染対策を緩めずに続けましょう。
- ・混雑する場所や人混みへの外出は控えましょう。



【 メリハリのあるマスクの着用 】

- ・屋内ではマスクを着用。人との距離（めやす2 m）を確保し、会話をほとんど行わない場合は着用の必要はありません。
- ・屋外では原則不要。人との距離（めやす2 m）を確保できず、会話をする場合は着用してください。
- ・高齢の方に会う時、病院に行く時、公共交通機関や人混みの中ではマスクを着用しましょう。